

1. 開催日時等

- ① 日時 : 11月13日(日)10:00~12:00
- ② 場所 : 2階大ホール
- ③ 出席者: 会長、副会長、地区長(藤田氏欠席)、理事(卯月氏、高橋氏、永宗氏欠席)
- ④ 議長 : 星野会長

会長	副会長	作成
		

2. 会長挨拶・報告

- 添付資料①「令和4年11月度 会長報告」を参照のこと。
- 添付資料②「令和4年11月度 常務役員会資料」を参照のこと。

3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

(1) 交通安全のぼり旗の配布(星野会長)

- ① のぼり旗は各地区の防災倉庫で保管とする。
- ② のぼり旗の掲揚は交通安全週間等自治会一律で地区長に指示する。
- ③ 掲揚は地区役員で行う。
- ④ のぼり旗の種類と必要本数を地区長が11月25日までに事務局に連絡する。

(2) 令和4年度市原市総合防災訓練(星野会長)

3年ぶりの本格的防災訓練が戻ってきました。訓練は住民全員が対象です。

- ① 11月20日(日) 9時 防災無線で発災連絡、訓練開始
- ② 会員は“無事ですタオル”玄関先に掲示後、1時避難所(各公園)に集合
- ③ 1時避難所で、安否確認シートで安否確認、
- ④ 班長は班の安否を“無事ですタオル”で確認した結果を地区長に報告。

その後、副会長、地区長、理事、班長の皆さんで都合のつく方が約40名(各地区10名)は、有秋南小学校に移動し、総合訓練に参加。

- ⑤ 有秋南小学校での訓練の詳細は添付資料③、「令和4年度市原市総合防災訓練会場での訓練内容」を参照のこと。

(3) 西部公園事務所から公園管理についてアンケートの依頼(星野会長)

事務局にアンケート用紙と投書箱を置いていますので、アンケートに参加してください。

(4) 令和5年度自治会活動計画スケジュール(桐田副会長)

(添付資料④、「令和5年度自治会活動計画スケジュール」を参照のこと。)

- ① 11 月度の専門部活動のまとめ、反省事項の反映、から始まり、次年度自治会活動方針作成に向けて活動を開始します。各専門部は 11 月末まで、専門部活動状況、反省、次年度への提言を事務局(武石事務員)まで提出してください。活動がない場合でも事務局にその旨連絡してください。
  - ② 今までこのようなスケジュール表はありませんでしたが、活動方針を決定する過程を明確にして議論を進められるようにしました。
- (5) 令和 5 年度常務役員選出スケジュールのフォロー(桐田副会長)
- 10 月度は、過去の常務役員、理事と会計監査員等の中から常務役員候補リストを作成する、となっておりますが、今後の選出活動では“常務役員候補リスト”ができていないと前に進みませんので、できていない地区は早急に作成してください。
- 11 月度は、地区毎に常務役員の立候補、または推薦がないか回覧板を回すことになっています。各地区で回覧板を作成してください。
- 地区長が中心になって確実に実施してください。
- (6) 令和 5 年度イベント実施について(桐田副会長)
- (添付資料⑤.「コロナ禍中及び終息後のイベントの企画」を参照のこと)
- ① 常務役員会で 12 月度から検討を進める。必要か否か、その目的は、過去のイベントの評価等の本質論議から始める。
  - ② 基本方針としては、コロナ終息宣言が出るまでイベントは実施しない。
  - ③ これから検討で新しいイベント企画の形ができ上がるまでは、コロナ終息宣言が出ても、イベント企画部と専門部が企画・計画できる範囲のレベルの縮小されたイベントとなる。
- (7) 会則改正プロジェクト報告(桐田副会長)
- 会則改正プロジェクトは令和 2 年 12 月に発足し活動をしてきましたが、改正案がまとまりましたので本部役員会で審議していただくために、添付資料⑥.「会則改正プロジェクト報告書案」を配布し説明を実施した。討議は次月度本部役員会で実施の予定。
- 会員の方でもご意見がありましたら桐田副会長までお願いします。
- (8) 各種ボランティア活動員の募集について(星野会長)
- 会員の高齢化で花ボランティア、防犯ボランティアの活動員の減少が続いていますが、今後ともボランティア活動を活発に進めていきたいと思っておりますので、会員の皆様のご協力をお願いします。ボランティア募集の回覧板を回しますのでもよろしくをお願いします。
- (9) 自治会館年末大清掃について(桐田副会長)
- 年末恒例の自治会館年末大清掃を 12 月 25 日(日)9 時 30 分から、本部役員全員で実施の予定です。ご協力をお願いします。

(10) 令和4年度上期会計監査結果報告(桐田副会長)

添付資料⑦、「令和4年度上期会計監査記録」を参照のこと。

指摘事項は1件、会長用に購入したパソコン110,300円が有形固定資産に計上されていない。直ちに有形資産に計上した。

コロナ禍が続き行事ができないため、支出は抑えられており、令和2年、3年と同じような状況です。

監査結果、合格です。

(11) 自治会費未納へのお願い

令和4年度自治会費の未納者に対して地区長が戸別訪問してお願いに参りますのでよろしくお願い致します。

未納者は、1丁目16世帯、2丁目50世帯、3丁目33世帯、4丁目26世帯になっており、例年に比べて多くなっています。

5年以上の長期滞納者は納入方法について相談に乗りますので、事務局においてください。

4. 役員、専門部報告

(1) 中嶋副会長

安否確認シートの集計と台帳の修正を実施中です。

(2) 玉川副会長

2丁目の椎津境界線近くで異臭騒ぎが起っています。地元の業者が廃棄物の焼却をしており、違法性を含めて市と早急に協議し対応したいと考えています。この異臭騒ぎは昨年も起っており、市と連絡を取り合い監視していました。

(3) 高橋1丁目地区長

① ゴミステーション11カ所の掲示物の点検をして7カ所ステーションの不良部分の入れ替えをしました。また3カ所の網の破れを補修しました。

② 交通標識が個人宅の垣根の樹木で隠れているところがあります。交通事故が起きる前に樹木の切断・除去をお願いします。(各地区も同じ)

(4) 片桐2丁目地区長

2丁目の通称”赤道路”に数十本の楓がありますが、大きくなり過ぎで支障が出てきており、市に相談して4本を自分たちで切断処理しました。市からは感謝の意が伝えられています。

(5) 中村4丁目地区長

先日、桜台バス通りの、自治会館から小学校入り口までの植樹樹の木々の剪定、除草を、

片桐 2 丁目地区長、3 丁目藤田地区長の 3 人で実施しました。きれいになりました。

(6) 生活環境部(田丸部長)

花ボラ応援は、第 2 水曜日、第 4 金曜日から第 1、第 3 日曜日に変更し、今月はテニスコート前の傾斜地の除草をしました。コロナ禍ですが継続して域内美化活動に取り組んでいます。

(7) 3 丁目理事(大谷氏)

3 丁目の緑町会との境界に住んでいる会員から、防災無線が聞き取れないという相談がありました。現在、防災無線スピーカーは自治会館と 4 丁目公園内にありますが、スピーカーから遠い地区では聞き取れないところがあり、今年は 4 丁目のスピーカーを増設していただきました。この事案は、自治会館から離れており、もしかしたら緑町会の防災無線スピーカーからの音声だったかもしれません。もっと詳しく調査が必要です。情報をお寄せください。

防災無線が聞き取れない方には防災ラジオを購入することを勧めています。市役所危機管理課で、2,000 円で購入することができます。また、防災ラジオお持ちの方でも受信が不調のケースもあり、市は外部アンテナの取り付けを推奨しています。

5. 次回本部役員会開催予定 12 月 11 日(日) 10:00~12:00

5. 添付資料

- ① 令和 4 年 11 月度 会長報告
- ② 令和 4 年 11 月度 常務役員会資料
- ③ 令和 5 年度自治会活動計画スケジュール
- ④ 令和 4 年度市原市総合防災訓練会場での訓練内容
- ⑤ コロナ禍中及び終息後のイベントの企画
- ⑥ 会則改正プロジェクト報告書案
- ⑦ 令和 4 年度上期会計監査記録

以上

**令和4年11月度 会長報告（11月13日）****会長挨拶**

最近のマスコミ等の報道によりますと第8波が懸念されています。年末にかけて再流行の心配あり、インフルエンザの感染期間と重なりますので、より一層の感染防止対策が必要とされています。会員の皆さん方は従来どおり以上の感染防止への協力をお願いします。

**I. 10月10日～11月12日の自治会・関係団体の行事関係**

1. 10月16日（日）市長と語ろう未来創生ミーティング「有秋公民館」・・星野出席
2. 10月18日（火）有秋南小学校安心安全NW推進会議「桜台」・・星野、中嶋副会長出席
3. 10月21日（金）防災避難訓練の説明会「有秋支所」・・星野出席
4. 10月22日（土）令和4年度上期の会計監査を実施・・・特に指摘事項なし
5. 10月24日（月）姉崎地区の市長と語ろう未来創生ミーティング「姉崎公民館」・・星野出席
6. 10月31日（月）市・連合会第3回SDGs部会「国分寺公民館」・・星野出席
7. 11月05日（土）選挙をきれいにする市民のつどい「市民会館」・・星野出席
8. 11月11日（金）有秋地区町会長会 全体会議「有秋支所」・・星野出席  
公民館 体育室

**II. 市役所・警察・消防署からのメール配信**

## 1. 市役所からの情報(10/11～11/13)

- ① 10月11日 ジェフユナイテッド市原・千葉レディースのWEリーグ開幕戦へのご招待
- ② 10月11日 マイナンバーカード出張申請サポート開催日の追加について
- ③ 10月13日 歴史講座「市原にある鎌倉街道」参加者募集について
- ④ 10月14日 オミクロン株対応ワクチンの接種を開始（市民会館で毎週水曜日の午前中）
- ⑤ 10月14日 女性のためのICTワークショップ参加者募集（10/31募集締切）
- ⑥ 10月17日 精神保健福祉フェスタの開催（11/12 市民会館）
- ⑦ 10月18日 不審者情報（10/18 大厩、11/04 五井東）
- ⑧ 10月19日 電話de詐欺に対する注意喚起について（10/24、10/28、11/09）
- ⑨ 10月25日 オミクロン株対応新型コロナワクチン接種の接種期間を3か月前倒しで実施
- ⑩ 10月25日 生後6か月から4歳の方の新型コロナワクチン接種を開始について
- ⑪ 10月26日 南市原でアート3種盛りの案内について
- ⑫ 10月27日 市原歴史博物館を11月20日オープンについて
- ⑬ 10月28日 市原市職員を募集の案内（会館の玄関、各丁目の掲示板にポスターを掲示）
- ⑭ 10月31日 行方不明高齢者の捜索について
- ⑮ 10月31日 1/14 第49回高滝湖マラソンの開催（11月11日応募締切）
- ⑯ 11月01日 広報いちほら11月号の発行案内
- ⑰ 11月04日 市原中央高校音楽科ファイナルコンサート 11/12 市民会館ショーホール
- ⑱ 11月11日 大気汚染防止にご協力を（車のアイドリングストップ、暖房は20度で）

## 2. 警察からの情報(09/16～10/15) , 合計 100件

- |                                              |                     |
|----------------------------------------------|---------------------|
| ① 自転車盗 . . . . 29件、自動車盗 . . 2件、オートバイ盗 . . 1件 | ④ 器物損壊 . . . . 13件  |
| ② 住居侵入&空巢 . . 10件                            | ⑤ 車上ねらい . . . . 16件 |
| ③ 万引き・置引き . . 17件                            |                     |

### Ⅲ. 転入・転出（10月末現在）

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	月末の会員数
転入	1		2	1	1,195
転出			1		

### Ⅳ. 11月14日～12月10日の自治会・関係団体の行事関係

- 11月15日（火）有秋南小学校区安全安心NW推進会議（桜台）・・星野、中嶋副会長出席
- 11月17日（木）市原市町会長連合会 評議委員会（市役所第2庁舎3階）・・星野出席
- 11月20日（日）市・防災訓練（各公園&有秋南小学校）
- 11月29日（火）市・連合会SDGs部会の工場見学会（Denka千葉工場）・・星野出席
- 12月03日（土）有秋公民館指定管理者運営委員会（公民館研修室）・・星野出席
- 12月11日（日）二十歳の集い実行委員会（公民館研修室）・・星野出席

### Ⅴ. 審議＜決議、検討・確認＞事項

- 交通安全のぼり旗の配布について  
市の地域連携推進課交通安全係から、別紙「交通安全のぼり旗」を希望する自治会に対し希望数を11/25までに報告するように要請があった。（希望数する種類と数を事務局へ）
- 令和4年度市原市総合防災訓練（有秋地区）への参加について
  - ① 11月20日の9時に防災無線により地震が発生の情報があつた。（音波送）
  - ② 声掛け 安否確認（無事ですタオル掲示） 無事何件。
  - ③ 各家庭から一時避難所へ避難場所へ避難し、班長は班内の安否情報・危険箇所を報告する。  
\* 以上をもって会員の避難訓練は終了しますが、自治会役員及び参加希望者は有秋南小学校で実施予定の避難所開設・運営訓練（9時40分に集合し、45分訓練開始）に参加する。  
\* 会場の関係から参加数は50名以下とする。  
\* 有秋南小学校への避難訓練参加者は、別紙の「避難者名簿記入用紙」と「避難所施設チェックリスト（訓練用）」を持参のうえ当日記入のうえ事務局へ提出願います。
- 西部公園管理所から公園管理についてのアンケート調査依頼があり、用紙は会館窓口に置いてあるので記入後同じボックスに投入しておいてください。（12月20日までに投函を）
- 令和4年度 専門部の活動はコロナウィルスの関係から、活動ができない状況でしたが来年度の総会議案資料準備のため、12月11日（日）までに報告をお願いします。（桐は元）
- 令和5年度 定期総会議案書作成スケジュールについて（別紙資料） 事務局提出
- 令和5年度 常務役員選出のスケジュールについて（別紙資料）
- 令和5年度 イベント企画について（別紙資料）
- 会則改正プロジェクトの報告について
- 各種ボランティア活動員の募集について（防犯ボランティア&花ボランティアなど）
- 自治会館の年末大掃除への協力要請について
  - ① 日時 12月25日（日）9時30分～11時30分
  - ② 担当 別紙のように、専門部単位にお願いします
- 会計結果報告

次の開催予定日 12月11日（日） 10時より

**令和4年11月度 常務役員会（11月13日）****「確認&審議事項」****◎ 会館利用について**

少しずつ感染状況が改善されていますが、第8波の心配がマスコミ等で報道されています。自治会館の利用に際しては、3蜜を避けるなどの利用制限が継続となっていますので、利用制限の撤廃はもう少し先になると思われますので、今しばらくのご辛抱をお願いします。

1. 10月21日の各地区公園へ花の苗植え付けへの協力に対する御礼について
2. 交通安全のぼり旗の配布について  
市の地域連携推進課交通安全係から、別紙の「交通安全のぼり旗」を希望する自治会&町会に対して希望数を報告するように依頼がありました。
3. 令和4年度市原市総合防災訓練（有秋地区）への参加について
  - ① 11月20日の9時に防災無線により地震が発生の情報がある。
  - ② シェイクアウト ・声掛け 安否確認（無事ですタオル掲示）
  - ③ 各家庭から一時避難所へ避難場所へ避難し、班長は班内の安否情報・危険個所を報告する。
    - \* 以上をもって会員の避難訓練は終了しますが、自治会役員及び参加希望者は有秋南小学校で実施予定の避難所開設・運営訓練（9時40分に集合し、45分訓練開始）に参加する。
    - \* 会場の関係から参加数は50名以下とする。
    - \* 有秋南小学校への避難訓練参加者は、別紙の「避難者名簿記入用紙」と「避難所施設チェックリスト（訓練用）」を持参のうえ当日記入のうえ事務局へ提出願います。
4. 西部公園管理所から公園管理についてのアンケート調査依頼があり、用紙は会館窓口に置いてあるので記入後同じボックスに投入しておいてください。（**12月20日**までに投函を）
5. 令和4年度の専門部活動報告について 報告期日 12月11日（日）
6. 令和5年度 定期総会議案書作成スケジュールについて（別紙資料）
7. 令和5年度 常務役員選出のスケジュールについて（別紙資料）
8. 令和5年度 イベント企画について（別紙資料）
9. 会則改正プロジェクトの報告について
10. 各種ボランティア活動員の募集について（防犯ボランティア&花ボランティアなど）
11. 自治会費未納者への対応について  
各地区長は令和4年度自治会費未納者宅へ、別紙の書類の投函をお願いします。
12. 自治会館の年末大掃除への協力要請について
13. 有秋公民館自主事業（SDGs研修会）への参加について
  - ① 日時 12月25日（日）10時～11時30分
  - ② 場所 有秋公民館体育室（筆記具、マスク、上履き等）

**次回の開催予定日 12月11日（日）8時30分より**

なお、次回も8時15分に集合して会場の設営を常務役員の協力のうえ行う。

シェイクアウト訓練とは、2008年にアメリカで始まった、地震防災訓練です。

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=62ec712eeaeb3a52ca9f2c4b>

資料 2

令和4年度市原市総合防災訓練（有秋地区） 会場での訓練内容

時刻	訓練の内容	
9:45	○避難所の鍵保有町会・自治会 避難所解錠訓練 ※終了後、検温、手指消毒	○左記以外の町会・自治会 検温、手指消毒、書類記入（問診票、避難者名簿記入用紙）、体育館入場・待機
10:00	解錠訓練参加者 体育館入場	
10:10	AED取扱い訓練（講師による説明模範演技の後、3名が実習します。） 講師：消防局職員、消防団員（予防啓発部） 司会及び講師補助：避難所担当指名職員	
10:40	避難所開設・運営についての説明（市の職員が説明します。） 説明担当：避難所担当指名職員	
11:00	避難所運営委員会・活動班設置及び活動訓練 （活動班に分かれて、設置と活動の訓練を行います。） 進行：避難所担当指名職員及び避難所運営委員会本部長	

○活動班設置及び活動訓練一覧表（案）

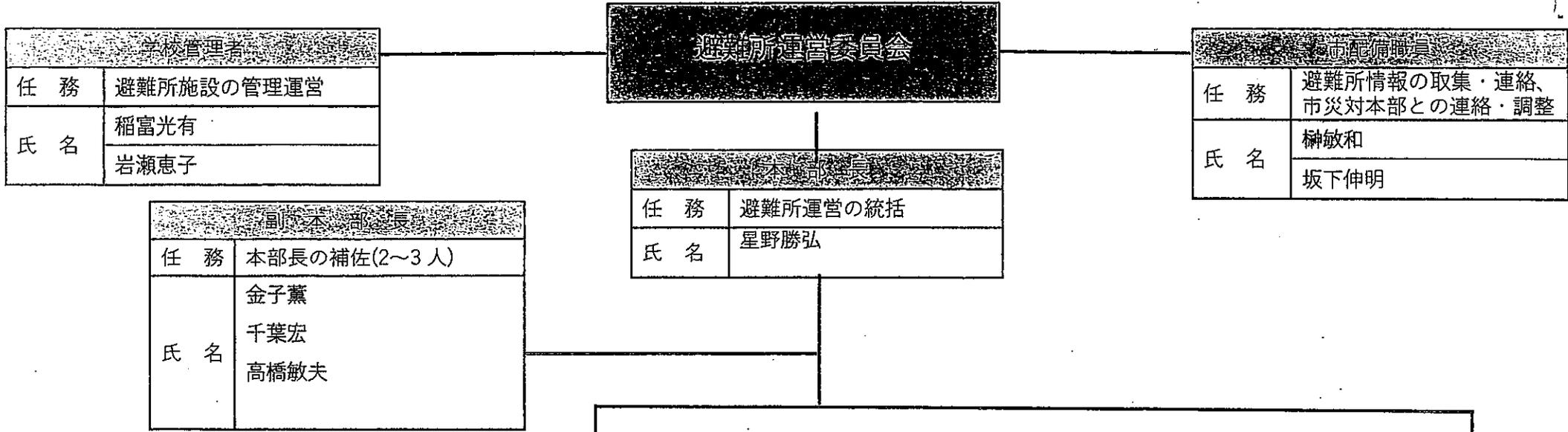
※以下の内容は、検討の結果により変更されることがあります。

班名	業務内容	必要備品	必要最小人数
総務班	避難所名簿の作成及び避難者数報告訓練 避難者が記入した避難者名簿記入用紙をもとに町会別に居住組避難者名簿を作成し、本部長に提出するとともに、訓練参加者数を避難者と見立てて本部長に伝達する。	長机	2
	伝言板及び伝言設置訓練 安否確認の連絡に対して、情報開示に同意されている避難者については総務班が安否を応答します。避難者には直接取り次がず、伝言がある場合は掲示します。伝言板スペースを設置し、班員が親戚や友人になったつもりで自分宛の伝言を作成し、受付して伝言を掲示します。		1
情報班	掲示板設置訓練 掲示板（災害情報）と掲示板（生活情報）を設置する。		1
	無線による避難所間の情報交換訓練 社会福祉協議会所有の無線による避難所間の通信訓練を行う。	長机	1
施設管理班	施設レイアウトの掲示 備蓄品保管庫にあらかじめ保管してある施設レイアウトを保管庫から体育館に持ってきて、掲示を行う。		1
	当番表の作成 各町会の参加人数を確認し、不寝番・巡回当番表を作成する。	長机	1

食料・物資班	<p>食料・物資の管理</p> <p>①訓練開始直後から、養生テープやマジック等の物資の貸し出し管理を行う。</p> <p>②備蓄品保管庫にあらかじめ保管してある訓練参加者配布用の食料品等を体育館に持ってきて、食料管理簿・物資管理簿を作成する。</p> <p>③②の食料品等を町会・自治会毎に配布するための仕分けをし、配布する。</p>	長机	4
保健・衛生班	<p>有益人材の調査</p> <p>医師、保健師、看護師資格を持つ避難者がいないかマイクで呼びかける。</p> <p>相談窓口の設置</p> <p>健康・介護相談窓口・ペット受付窓口を設置する。設置をマイクでアナウンスする。</p> <p>緊急事態対応</p> <p>3日間全く睡眠がとれないと訴える避難者がいる想定で、本部長に対応の検討を依頼する。</p>	長机	2
要配慮者班	<p>有益人材の調査</p> <p>介護福祉士、保育士資格を持つ避難者がいないかマイクで呼びかける。</p> <p>相談窓口の設置</p> <p>要配慮者相談窓口を設置する。設置をマイクでアナウンスする。</p> <p>要配慮者の居室配置及び要配慮者物品の確認・整理</p> <p>要配慮者（乳児、妊婦、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）がレイアウト上で、どの場所の設定になっているかを確認し、蛍光ペンで色を塗る。</p> <p>また、保管品のリストから、要配慮者用物品の有無を確認、整理する。</p>	長机	2
支援渉外班	<p>窓口の設置</p> <p>支援渉外窓口を設置し、設置をマイクでアナウンスする。</p> <p>ボランティア受入、机上訓練</p> <p>ボランティア受入に関わる正しい知識を身に着ける為、指示書に書かれた質問に回答を書き、本部長が持つ正解と答え合わせを行う。</p>	長机	2

# 有秋南小学校避難所運営委員会組織図

添付資料 7



学校管理者	
任 務	避難所施設の管理運営
氏 名	稲富光有 岩瀬恵子

要配慮職員	
任 務	避難所情報の収集・連絡、市災対本部との連絡・調整
氏 名	榊敏和 坂下伸明

本部役員	
任 務	避難所運営の統括
氏 名	星野勝弘

副本部長	
任 務	本部長の補佐(2~3人)
氏 名	金子薫 千葉宏 高橋敏夫

活動班							
班	総務班	情報班	施設管理班	食糧・物資班	保健・衛生班	要配慮者班	支援渉外班
業務	○避難所運営記録の作成 ○避難者名簿の作成 ○問い合わせ・取材への対応等	○市災害対策本部等との連絡 ○被害情報・復旧情報の収集 ○避難者への情報提供等	○危険箇所・要修繕箇所への対応 ○避難所のレイアウト作成 ○公共スペースの管理 ○防火・防犯等	○食料の調達、受入れ、管理及び配布 ○物資の調達、受入れ、管理及び配布 ○炊き出し等	○医療・介護にかかる相談・対応 ○清掃・ゴミ等の衛生管理 ○ペットの管理等	○要配慮者用の窓口の設置・相談対応 ○要配慮者の避難状況確認、未避難者の確認 ○要配慮者の状況・要望の把握等	○ボランティアの派遣要請 ○ボランティアの受入・配置 ○自衛隊・日赤等の支援団体との調整等
グループ	椎の木台(2)、みどり(2)	天羽田(8)、一般(5)	桜台3丁目(15)	深城(6)、桜台4丁目(10)	桜台1丁目(10)	桜台2丁目(15)	桜台2丁目(15)兼
班長	高橋敏夫	千葉宏	藤田芳夫	金子薫	高橋峰生	片桐裕	片桐裕(兼)
班員人数	4	8+5(一般)	15	16	10	15	15(兼)

居住班	
1組長	
2組長	
3組長	
4組長	
5組長	

# 市原市総合防災訓練 参加人数調べ

町会長・自治会長 様 御記入の上、訓練会場にて提出してください。

※会場での訓練に不参加の町会・自治会は提出不要です。

町会・自治会名 ( )

単位：人

一時避難所までの参加者 (町会・自治会での自主訓練参加者)	会場での訓練参加者

### 自治会活動計画スケジュール表

		担当	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	専門部活動の反省と次年度活動への提言	各専門部	■						
2	専門部活動のまとめと次年度への反映事項作成	総務副会長		■					
3	12月度本部役員会で上記2項の討議	常務/本部役員会		■					
4	今年度自治会活動のまとめと次年度活動重点方針の作成(改善課題一覧表の重要度評価から優先課題選出)	常務役員会		■					
5	1月度本部役員会で次年度活動重点方針の決定	常務/本部役員会			■				
6	次年度役員(会長、副会長、地区長、理事、班長)の候補者の決定	総務副会長	■	■	■				
7	次年度自治会活動方針案の作成	会長/常務役員			■				
8	2月度本部役員会で次年度役員候補者、活動重点方針の決定	常務/本部役員会				■			
9	次年度専門部活動方針案の作成	各専門部				■			
10	3月度本部役員会で次年度専門部活動方針案の決定	常務/本部役員会					■		
11	新役員の専門部長の任命と専門部配属決定、新旧役員の引き継ぎ	会長/常務役員/理事					■		
12	決算と次年度予算作成	会計担当					■		
13	次年度定期総会の議案書作成	会長/常務役員					■		
14	定期総会 年度活動方針承認	新旧役員						■	
15	地区役員会	新副会長/地区長						■	
16	年度専門部活動計画の作成	各新専門部						■	
17	5月度本部役員会で次年度専門部活動計画の承認	新常務/本部役員会							■
18	専門部活動開始	各新専門部							■

コロナ禍中及び終息後のイベントの企画について

桐田勝夫(文責)

## 1. はじめに

11月13日(日)の本部役員会の討議結果を以下のようにまとめた。

## 2. なぜ今から議論が必要か

過去2回のアンケート結果、従来型のイベントを続けることに賛成している人は約30%、残りの人は縮小、または中止を提案している。

従来型のイベントを続けるにしても、縮小するにしても、また新たなイベントを考えるにしても、すぐに結論は出ず、慎重な検討が必要である。

イベントが必要かどうか等の本質的論議から検討を進める。本質論議は時間を要するので、今から議論を進めても早すぎることはない。

## 3. 基本的方針

(1) コロナ終息宣言が出ない限り、イベントは行わない。

(2) 年度初めにコロナ終息宣言が出て、その段階でイベントの企画が済んでいる場合は、実行委員会を立ち上げ、イベントを計画する。

(3) イベントの企画が済んでいない場合は、イベント企画部を中心に、例えば子供たちのために規模の小さいイベント等を企画・計画する。

(4) できれば、コロナ終息前にイベントの企画を済ませておくことが望ましい。

## 4. 今後、イベントの見直しをどう進めるか

## (1) 誰が

- ① 1年交代の新任理事がほとんどの本部役員が中心では、年度を亘る検討はできないし、今からイベントを勉強するにしても難しい。
- ② イベントの形が決まっている場合は実行委員会を立ち上げて計画に入るが、本質的議論の段階で実行委員会を立ち上げることに無理がある。
- ③ イベント見直しプロジェクトを立ち上げメンバーを公募した場合、一方的意見のメンバーにプロジェクトを支配されることが心配される。
- ④ 本質的議論は責任あるメンバー、例えば常務役員等、が中心になってまず議論を進めるべきである。
- ⑤ 常務役員会でまず検討を進めることになった。

## (2) いつから

令和4年12月の常務役員会から始める。

## 5. 今後の進め方(提案)

- (1) 過去のイベントの問題点と評価
- (2) イベントの必要性、目的の再確認
- (3) 会員の総意の反映(アンケートの再実施)

以上

2022(令和4年)年9月21日

## 会則改正プロジェクト報告書

桜台自治会会則改正プロジェクト

### 1. はじめに

桜台自治会会則は、平成19年(2007年)以降大きな改正はなく運用されてきたが、令和2年(2020年)に発生した新型コロナウイルスの感染蔓延で、会則に規定された定期総会が開けない中、会長の超法規的判断で出席を一部の役員や会員に限定した定期総会を開いて切り抜けてきた。

今回の改正は、コロナ禍のような異常時における定期総会を会則に新たに規定し、その他会則の不備なところを改正することを目的に、会則改正プロジェクトを結成し取り組んできた。

会則改正に合わせて、規程類およびマニュアル等の見直し、また不足している規程類及びマニュアルの作成を行い、それらを「桜台自治会規程基準類一覧表」に体系化した。

この報告書はその経緯、結果について報告するものである。

### 2. プロジェクトの結成

(1) 名称: 桜台自治会会則改正プロジェクト

(2) プロジェクト期間: 令和2年12月13日(日)～令和4年12月31日

(3) プロジェクトメンバー:

3丁目 森田 貞夫

4丁目 辻 史人

3丁目 桐田 勝夫 (事務局)

### 3. プロジェクトの進め方

コロナ禍で会合がままならない中、事務局が作成した検討原案に対してEメールを活用して意見を交換し、改正案にまとめた。また、必要に応じて会合を開き意見の調整を行った。

### 4. 主な会則改正ポイント

(1) 非常時における定期総会の開催について

コロナ禍等のように、会員の定期総会出席に制限が生じた場合に開催する定期総会を、非常時総会と呼び開催方法等について会則に追加した。

## (2) 規程基準類の会則への紐づけ

会則第30条に、自治会の運営を円滑に進めるために、別途細則を定めることができ、その細則の制定、改廃は本部役員会でできることになっている。その場合、その要点を次回定期総会で報告するようになっている。

どんな細則を定めて自治会運営を進めているのか明確にするために、すべての細則(規程基準類をいい、マニュアルは含まない)を会則に紐づけを行った。

例えば、旅費、宿泊費については以下のようなになる。

“自治会のための業務を行った場合の旅費または交通費については、別途定める「旅費交通費支給規則」に従って支給する。”

現有する規程基準類は以下の通り。

- ①「会計管理基準」
- ②「旅費・交通費支給規則」
- ③「共用施設管理規程」
- ④「自主防災規約」
- ⑤「事務規程」(新規作成)
- ⑥「文書管理規程」(新規作成)

## (3) 事務局の規定

今まで事務員等については、「桜台自治会共用施設管理規程」の中で、施設利用、維持管理のために事務員、日直者を置くことは規定されているが、会計事務や住民サービス等の重要な業務については、会則も含め規程基準類には規定はなかった。

今回、会則に第五章“事務”を章だてし、事務局を設置し会長の総括のもとに、配属された事務員が自治会費納入等の収入や必要経費等支出に関わる自治会会計事務、会館利用に関する手続きおよび会員サービスにかかる業務等を行うものとした。

## (4) 常務役員会の機能強化

本部役員会の補助的機関という規定を削除し、自治会の中核機関として企画や課題解決等の検討を行い、本部役員会に発議する。現会則では議事録は要求されていないが、議事録を作成をする。

## (5) 桜台自主防災会の位置づけと防災の規定を追加

会則には、防災の規定はなく、“桜台自主防災会”も位置づけられていない。

執行機関ではないが、防災の執行機関と捉えて、執行機関等として、①定期総会等、②本部役員会、班長会議等、③専門部会に加えて、④桜台自主防災会を追加した。

会則では新たに第15条(防災)として、桜台自主防災会の活動について規定し、細則「桜台自治会自主防災規約」を会則に紐づけした。

(6) 文書管理を追加

自治会創立以来の文書や電子ファイルが何の規定もなく保管されているが、保管、保存、廃棄の基準を定めた。

(7) 委員会やプロジェクトの規定を追加

最近、いろいろなプロジェクトができているが、責任の所在等が不明確だったため、規定を追加した。

5. 新たに作成した規程類

自治会の業務を円滑に行うために、現状の業務をベースに新たに以下の規程を作成した。これら規程類は本部役員会の承認をもって施行される。

(1) 事務規程

自治会の会計事務、会員サービス等に関わる事務員が行う事務については、自治会館利用のための事務を規定している「共用施設管理規程」があるだけで、ほかに規程はなかったが、今回新たに「事務規程」を作成し、その下に位置付ける業務の手順や方法を定めたマニュアルを整備した。

(2) 文書管理規程

自治会創立以来の文書(紙文書や電子文書)は管理規程がなかったため、保存、廃棄等の判断ができず、自治会館に段ボール箱に詰められ保管されている。また最近では電子文書も増えつつあり、これらの管理について規程が必要と考えた。

文書規程には、文書・電子データの種類、保管年数、保管管理者、文書・電子データの棚卸等を規定した。

5. マニュアル類の整備

自治会業務を実行するうえで必要な手順や手続きについては、以前から手引きやマニュアル類を作成してきたが、その見直しを実施し必要なものは新たに作成した。

現有するマニュアルは以下の通り。

- (1) 桜台自主防災会防災マニュアル(既存)
- (2) 会計業務管理マニュアル(見直し)
- (3) 備品購入申請書および工事申請書作成マニュアル(見直し)
- (4) 住民サービス等事務マニュアル(新規)
- (5) 公園清掃実施マニュアル(見直し)
- (6) 議事録作成マニュアル(新規)
- (7) 桜台自治会改修工事マニュアル(新規)
- (8) ごみステーション管理マニュアル(新規)

#### 6. 桜台自治会規程類体系表の作成

桜台自治会会則を筆頭に規程基準類体系表を作成した。添付の「桜台自治会規程基準類体系表」を参照のこと。

#### 7. 添付資料

- ① 桜台自治会会則改正の要点
- ② 桜台自治会会則(改正版)
  - a. 専門部業務内容
  - b. 桜台自治会組織図
- ③ 桜台自治会規程基準類体系表

# 市原市桜台自治会会則

## 第一章 総則

### 第1条(名称)

本会は市原市桜台自治会(以下「自治会」という)と称する。

### 第2条(目的)

自治会は会員相互が協力して以下の事項に取り組むことを目的とする。

1. 生活環境の維持改善
2. 防犯
3. 防災
4. 互助及び親睦
5. **所有する財産の維持管理（追加）**

### 第3条(会員)

1. 自治会の会員は桜台1丁目から4丁目の住宅に居住する者であって、一世帯を以って一会員とする。
2. 入会及び脱会は原則として転入及び転出に限るものとし、自治会事務局へ届け出るものとする。

### 第4条(事務所)

自治会の事務所は桜台自治会館(桜台1丁目5番地1)に置く。

## 第二章 業務

### 第5条(自治会の業務)

自治会は第2条に掲げる目的を達成するために以下の業務を行う。

1. 桜台区域内に存在する自治会館及び会館内の器具、備品類、区域内の防犯灯、**掲示板、ごみステーション及び防災倉庫とその機材、備品等の共用設備の維持、改善を行う。維持管理に当たっては施設管理者を選任し、別途定める「桜台自治会共用施設管理規程」に従って行う。(詳細に規定し、紐づけされる細則を記入した)**
2. 自治体に帰属する公共設備(道路、公園、緑地、防火設備、調整池、街路灯、防犯灯など)の状況を把握し、その機能の維持、改善を促すために自治体との間で連絡、調整を行う。
3. 防犯を推進するための活動を行う。

太字は改正分

4. 防災を推進するための活動を行う。詳細は別途定める「桜台自主防災会規約」に従って活動を行う。(紐づけの細則を記入)
5. 生活環境の維持・改善するための改善を行う。(追加)
6. 互助及び親睦を深めるための活動を行う。
7. 近隣自治会、町会との連携及び交流を図る。
8. その他目的を達成するために必要な業務を行う。

### 第三章 組織

#### 第6条(自治会の区域構成)

1. 桜台1丁目を1丁目地区、桜台2丁目を2丁目地区、桜台3丁目を3丁目地区、及び桜台4丁目を4丁目地区とし、4地区で自治会を構成する。
2. 各地区を区に区分する。
3. 各区を班に区分する。

#### 第7条(自治会の機関)

自治会を運営するため以下の機関を設ける。

1. 決議機関
  - (1) 定期総会
  - (2) 臨時総会
2. 執行機関
  - (1) 役員
    - ① 班長
    - ② 理事
    - ③ 地区長
    - ④ 副会長
    - ⑤ 会長
  - (2) 役員会
    - ① 本部役員会
    - ② 常務役員会
    - ③ 班長会
    - ④ 地区役員会
  - (3) 専門部会
  - (4) **桜台自主防災会 (追加)**

3. 監査機関  
会計監査委員

第8条(定期総会)

1. 定期総会を自治会の最高決議機関とする。
2. 定期総会は毎年1回4月に開催するものとし、会長がこれを召集する。
3. 定期総会は会員の2分の1以上の出席を以って成立する。尚、委任状を提出した会員は出席とみなす。
4. 定期総会には正、副議長各1名及び書記2名を置くものとし、総会の都度、会員の中から選出する。
5. 定期総会の決議は出席会員(委任状を除く)の過半数を以って決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。
6. 定期総会は以下の事項を審議決定する。
  - (1) 年度活動計画
  - (2) 決算報告、会計監査報告及び予算
  - (3) 会長及び会計監査員の選出に関する事項
  - (4) 会則の改正に関する事項
  - (5) 自治会解散に関する事項
  - (6) その他本部役員会で必要と認めた事項

第9条(臨時総会)

1. 臨時総会は定期総会に準ずる。
2. 臨時総会は次の場合に開催するものとし、会長がこれを召集する。
  - ① 会長又は会計監査員の欠員の補充を行う場合。
  - ② 本部役員会で必要と認めた場合。
  - ③ 同一案件について、全会員の4分の1以上の開催要請があった場合。
3. 臨時総会の成立要件及び決議の方法は定期総会に準ずる。
4. 臨時総会では当該臨時総会を開催するに至った案件のみを審議決定する。

第10条(非常時総会) (追加)

1. 非常時総会は定期総会に準ずる。
2. 非常時総会は次の場合に開催するものとし、会長がこれを召集する。

大規模な感染症発生時のように、定期総会に出席を希望する会員が出席できないと会長が判断した場合。
3. 非常時総会には、正、副議長各1名及び書記2名を置くものとし、総会

の都度、書面議決で会員の中から選出する。

4. 非常時総会の成立要件は、総会に出席した代議員数と委任状の合計が会員総数の過半数を超えた場合は成立とみなす。
5. 非常時総会の開催に際しては、事前に議案書を会員全員に配布し、書面審議をいただき賛否を回答いただくとともに、議案について質問や意見がある場合は回答書に記入したうえに、代議員として総会に参加希望かどうかを追記する。
6. 非常時総会は、新旧会長、副会長と代議員で構成する。代議員の数は各丁目2名程度とする。
7. 代議員の選任は、各丁目の副会長、地区長が、議案書に対する質問や意見を踏まえて決定する。
8. 非常時総会の決議は出席代議員と書面議決数の合計の過半数を以って決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。
9. 非常時総会は以下の事項を審議決定する。
  - (1) 年度活動計画
  - (2) 前年度決算報告、前年度会計監査報告、本年度予算  
但し、本年度予算には、自治会活動停止を回避すべく運営に支障をきたさないものとし、例年のない予算を計上しないものとする。
  - (3) 会長及び会計監査員の選出に関する事項
10. 非常時総会は以下の事項については審議してはならない。
  - (1) 会則の改正に関する事項
  - (2) 自治会解散に関する事項
  - (3) 事前配布した議案書で書面審議していない事項

#### 第11条(役員の種類、選出区域、定員及び任期)

役員の種類、選出区域、定員及び任期は次の通りとする。

役員の種類	選出区域	定員	任期
班長	班	1名/班	約1年(3月～次々年度定期総会)※
理事	区	1名/区	約1年(3月～次々年度定期総会)※
地区長	地区(丁目)	1名/地区	約1年(3月～次々年度定期総会)※
副会長	地区(丁目)	1名/地区	約1年(3月～次々年度定期総会)※
会長	自治会全区	1名	約2年(定期総会～定期総会)

※ 3月から次年度定期総会までの間は、会長を除く新・旧役員が重複することになるが、この間を主に引き継ぎに当てるものとし、役員の通常

## 太字は改正分

任務は、当年度中は旧役員が、次年度からは新役員が担うものとする。  
尚、定期総会は旧役員が対応するものとする。

### 第 12 条(役員の選出)

#### 1. 班長の選出

- (1) 班長には班内の会員が順送りで就任する。
- (2) 順送りの方法は現行を踏襲する。
- (3) 次期班長就任予定会員から相当の理由を付して、班長就任が困難であるとの申出があり、それについて班内で大方の理解が得られた場合は、その次の班長就任予定会員(以下「次順の班長予定会員」という)が次期班長に就任するものとする。
- (4) 班長に相当の事情が発生し、任務の継続が困難になった場合は、次順の班長予定会員が班長を引き継ぐものとし、その班長の任期は長短を問わず、前任者の残任期のみとする。次期はさらに次順の班長予定会員が班長に就任する。
- (5) 現班長が引続き次年度も班長に就任することを申出た場合は、その班の会員の過半数の同意を得て再任されるものとする。
- (6) 班長と他の役員等(理事、地区長、副会長、会長又は会計監査員)が重なった場合は、その会員は他の役員等に就任するものとし、班長は次順の班長予定会員が務めるものとする。翌年度の班長はさらに次順の班長予定会員が務め、後戻りしないものとする。

#### 2. 理事の選出

- (1) 理事は各地区の区毎に区内の班から順送りで選出する。
- (2) 理事選出の順番が回ってきた班は、班内の会員から、順送りで理事を選出する。順送りの方法は班長の場合と同様の方法によるものとする。尚、本規定の運用開始に当たって、各班の最初の理事は、理事選出の順番が回ってきた年度の班長予定会員が就任するものとする。
- (3) 次期理事就任予定者から相当の理由を付して、理事就任が困難であるとの申出があり、それについて班内で大方の理解が得られた場合は、その班の次順の理事予定会員が理事に就任するものとする。
- (4) 現理事に相当の事情が発生し、任務の継続が困難になった場合は、その班の次順の理事予定会員が理事を引き継ぐものとし、その理事の任期は長短を問わず、残任期のみとする。
- (5) 地区長、副会長又は会長を務め、退任した会員については、退任後最

初に回ってくる理事への就任を免除される権利を有するものとする。該当者が免除を申出た場合は、その班の次順の理事予定会員が理事に就任するものとする。

- (6) 現理事が引続き次年度も理事に就任することを申出た場合は、本部役員会で過半数の同意が得られ、且つ、選出区の2分の1を超える会員から異議の申し出がなければ再任されるものとする。
- (7) 理事と他の役員等(地区長、副会長、会長又は会計監査員)が重なった場合は、その会員は他の役員等に就任するものとし、理事はその班の次順の理事予定会員が務めるものとする。次回の理事はさらに次順の理事予定会員が務め、後戻りしないものとする。
- (8) 理事就任の実績管理は自治会事務局が一括して行う。

### 3. 地区長及び副会長の選出

- (1) 地区長及び副会長の選出に当たり、以下に示す通り、それぞれ個別に、地区毎に会員に属する者の中から立候補者又は推薦候補者を募り、地区役員会における選出投票又は信任投票で過半数を得た者が就任するものとする。
  - ① 現地区長は毎年1月に、自治会回覧により、次期地区長及び副会長の立候補並びに推薦候補受付の告示を行う。
  - ② 現地区長は毎年2月に次期地区長及び副会長選出のための地区役員会を開催し、選出投票又は信任投票により過半数を得た者を地区長又は副会長に選出するものとする。尚、投票対象者が2名を超える場合で、過半数を得る者がいなかった場合は、上位得票者2名による決選投票を行うものとする。
- (2) 選出投票又は信任投票により過半数を得る者がいなかった場合、或いは立候補者又は推薦候補者がいない場合は、現理事の中から互選又は抽選により地区長又は副会長を選出するものとする。
- (3) 地区長及び副会長の選出結果は、定期総会に報告するものとする。尚、期中に欠員により補充した場合は、次期定期総会に事後報告するものとする。

### 4. 会長の選出

- (1) 会長の選出に当たり、以下に示す通り、会員に属する者の中から会長への立候補者又は推薦候補者を募り、本部役員会における選出投票又は信任投票で過半数を得た者を会長候補者とする。

太字は改正分

- ① 現会長は会長改選の年の1月に、自治会回覧により、次期会長の立候補及び推薦候補受付の告示を行う。
  - ② 現会長は会長改選の年の2月に次期会長候補者選出のための本部役員会を開催し、会長への立候補者又は推薦候補者に対する選出投票又は信任投票により過半数を得た者を会長候補者に選出するものとする。尚、投票対象者が2名を超える場合で、過半数を得る者がいなかった場合は、上位得票者2名による決選投票を行うものとする。
  - ③ 前記により会長候補者を選出できなかつた場合は、再度立候補者又は推薦候補者を募り、同様の方法を繰り返して会長候補者を選出するものとする。
- (2) 会長候補者は会長改選の年の定期総会で承認を得た上、会長に就任するものとする。
  - (3) 会長候補者が定期総会での承認を得られなかつた場合は、再度同様の方法で会長候補者を選出し、臨時総会を開催して承認を得るものとする。

第13条(役員の仕事)

1. 班長

班長の仕事は以下の通りとする。

- (1) 連絡事項、回覧及び配布資料の班内会員への伝達・配布。
- (2) 各種募金の集金。
- (3) 地区役員会の構成員となり、自治会運営に参画する。
- (4) 専門部の部員となり専門部活動へ参画する。
- (5) 公園又は道路の定期清掃の指揮。
- (6) 班内会員の転入・転出に伴う入・退会に関する支援及び自治会事務局への連絡。
- (7) 班内会員に第28条(見舞金及び弔慰金)に該当する事態が生じたことを知り得た場合の自治会事務局への連絡。
- (8) その他班内の運営に必要な事項。

2. 理事

理事の仕事は以下の通りとする。

- (1) 区内班長の取りまとめ及び支援。
- (2) 連絡事項、回覧及び配布資料の区内班長への伝達・配布。
- (3) 本部役員会の構成員となり、自治会運営に参画する。

太字は改正分

- (4) 専門部の部長又は副部長に就任する等、専門部活動を推進する。
- (5) その他区内運営に必要な事項。

### 3. 地区長

地区長の任務は以下の通りとする。

- (1) 担当地区の会員を代表し、当該地区の運営を総括する。
- (2) 地区内会員の動向を把握し、区及び班の区分を適正に保つ。
- (3) 地区内のごみステーション、防犯灯及び防災設備の管理と関係書類の維持管理。
- (4) 滞納自治会費の徴収促進。
- (5) 地区役員会を主催する。
- (6) 本部役員会及び常務役員会の構成員となり、自治会運営に参画する。
- (7) 専門部のアドバイザーに就任し、専門部活動を補佐する。
- (8) 次期地区長、副会長及び会計監査員候補の選出手続きを行う。
- (9) **町内自主防災会を指揮する。(追加)**

### 4. 副会長

副会長の任務は以下の通りとする。

- (1) 会長を補佐し、都合により会長が任務を遂行できない場合は、その任務を代行する。
- (2) 以下の通り自治会業務を分担する。
  - ① 総務担当副会長
    - (イ) 本部役員会、常務役員会及び班長会の会議資料の作成及び議事録の作成に関する事項。
    - (ロ) 広報に関する事項。
    - (ハ) 会員名簿の管理に関する事項。
    - (ニ) 定期総会及び臨時総会の議案書の作成に関する事項
    - (ホ) **共用施設管理に関する事項(追加)**
    - (ヘ) **文書管理に関する事項(追加)**
  - ② 企画担当副会長
    - (イ) 自治会運営の企画立案に関する事項。
    - (ロ) 専門部活動の総括に関する事項。
    - (ハ) 年間活動計画の作成及び活動スケジュールに関する事項。
  - ③ 会計担当副会長
    - (イ) 自治会費の徴収及び会計に関する事項。

太字は改正分

- (D) 予算の作成と決算に関する事項。
- (H) 物品購入、請負契約及び保険の契約に関する事項。
- (二) 資産の運営管理に関する事項。

④ 防災担当副会長

**自主防災会の活動で会長を補佐する。(追加) その他防災に関する事項。**

- (3) 本部役員会及び常務役員会の構成員となり、自治会運営に参画する。
- (4) 専門部のアドバイザーに就任し、専門部活動を補佐する。
- (5) その他自治会運営に必要な事項。

5. 会長

会長の任務は以下の通りとする。

- (1) 自治会を代表し、自治会運営を総括する。
- (2) 自治会の代表者として必要な渉外事項に携わる。
- (3) 定期総会又は臨時総会を招集する。
- (4) 本部役員会、常務役員会及び班長会を主催する。
- (5) 次期会長選出の手続きを行う。
- (6) **桜台地域内の 4 つの町内自主防災会の活動を統合し桜台全体の防災活動を指揮する。(追加)**
- (7) **桜台自治会が管理する共用施設を管理に関して総括する。(追加)**
- (8) **事務局の運営に関して総括する。(追加)**

第 14 条(役員会)

1. 本部役員会

- (1) 本部役員会を自治会の最高執行機関とする。
- (2) 本部役員会を以下の役員で構成する。
  - ① 会長
  - ② 副会長
  - ③ 地区長
  - ④ 理事
- (3) 本部役員会は毎月 1 回開催することを原則とする。また、以下の場合はその都度開催するものとする。
  - ① 会長が必要と認めた場合。
  - ② 構成する役員の 4 名以上が要請した場合。
- (4) 本部役員会は構成する役員の過半数が出席しなければ、議を開き決す

- ることができない。尚、委任状は認めない。
- (5) 議長は会長又は会長が指名した者が行う。
  - (6) 議決は全会一致を目指すものとするが、最終的には出席役員による多数決で行う。
  - (7) 会議の経過は記録され、議事録として保存されなければならない。
  - (8) 全ての会員は本部役員会を傍聴することができる。

## 2. 常務役員会

- (1) 常務役員会は自治会運営にあたって中心的役割を果たさなければならない。**(本部役員会の補助機関とする、は削除。)**
- (2) 常務役員会は、現在自治会で起こっている問題や予見される課題に対策を提案するとともに、自治会業務執行のために必要な対応等を提案する。**(追加)**
- (3) 常務役員会で検討又は審議された事項は、本部役員会へ提出の上、承認されなければならない。
- (4) **会議の経過は記録され、議事録として保管されなければならない。**
- (5) 常務役員会を以下の役員で構成する。
  - ① 会長
  - ② 副会長
  - ③ 地区長

## 3. 班長会

- (1) 班長会は以下の役員で構成する。
  - ① 会長
  - ② 副会長
  - ③ 地区長
  - ④ 理事
  - ⑤ 班長
- (2) 班長会は以下の場合に、その都度開催するものとする。
  - ① 自治会の業務を執行するに当たり本部役員会が必要と認めた場合。
  - ② 同一案件について、全班長の4分の1以上の開催要請があった場合。
- (3) 班長会は班長の過半数が出席しなければ、議を開き決することができない。尚、委任状は認めない。
- (4) 議長は会長又は会長が指名した本部役員が行う。
- (5) 議決は出席班長による多数決で行うものとし、可否同数の場合は、議長

## 太字は改正分

がこれを決する。

- (9) 会議の経過は記録され、議事録として保存されなければならない。
- (10) 全ての会員は班長会を傍聴することができる。

### 4. 地区役員会

(1) 地区役員会は以下の役員で構成する。

- ① 地区選出副会長
- ② 地区長
- ③ 地区内の理事
- ④ 地区内の班長

(2) 地区役員会は、以下の場合に開催するものとする。

- ① 副会長、地区長及び会計監査員候補を選出する場合。
- ② 地区長又は地区内の理事の2分の1以上が、自治会の業務を執行するに当たり地区内の調整が必要と判断した場合。
- ③ 同一案件について、地区内班長の4分の1以上の開催要請があった場合。

(3) 地区役員会は地区内の班長の過半数が出席しなければ、議を開き決することができない。尚、委任状は認めない。

(4) 議長は地区長又は地区長が指名した地区内の理事又は班長が行う。

(5) 議決は出席班長による多数決で行うものとし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(6) 会議の経過は記録され、議事録として保存されなければならない。

(7) 全ての班内会員は地区役員会を傍聴することができる。

### 第15条(専門部)

- 1. 自治会の業務を円滑に執行するため、専門部を設けることが出来る。専門部の設置及び廃止は本部役員会の権限とする。
- 2. 専門部を設置するに当たっては、本部役員会はその専門部の業務範囲を明確に定めなければならない。
- 3. 専門部は理事及び班長で構成し、定員は別途定める。
- 4. 専門部を構成する理事の中から、部長1名及び副部長1～2名を選出する。理事の中から副部長を選出できない場合は、班長の中から選出するものとする。
- 5. 専門部は定められた業務を的確に執行するものとする。

### 第16条(防災)(追加)

1. 桜台地区の防災組織として、自主防災会を結成し防災活動を実施する。
2. 防災活動の詳細は細則「桜台自治会自主防災規約」を制定し、これに従い活動を行う。

第 17 条(会計監査員選出区域、定員及び任期)

会計監査員は各地区から 1 名を選出し、その任期を約 2 年(定期総会～定期総会)とする。

第 18 条(会計監査員の選出)

1. 会計監査員の選出に当たり、以下に示す通り、地区毎に会員に属する者の中から会計監査員への立候補者又は推薦候補者を募り、地区役員会における選出投票又は信任投票で過半数を得た者を会計監査員候補者とする。
  - (1) 地区長は会計監査員改選の年の 1 月に、自治会回覧により、次期会計監査員の立候補及び推薦候補受付の告示を行う。
  - (2) 地区長は会計監査員改選の年の 2 月に次期会計監査員候補者選出のための地区役員会を開催し、会計監査員への立候補者又は推薦候補者に対する選出投票又は信任投票により過半数を得た者を会計監査員候補者に選出するものとする。尚、投票対象者が 2 名を超える場合で、過半数を得る者がいなかった場合は、上位得票者 2 名による決選投票を行うものとする。
  - (3) 前記により会計監査員候補者を選出できなかった場合は、再度立候補者又は推薦候補者を募り、同様の方法を繰り返して会計監査員候補者を選出するものとする。
2. 会計監査員候補者は会計監査員改選年度の定期総会で承認を得た上、会計監査員に就任するものとする。
3. 会計監査員候補者が定期総会での承認を得られなかった場合は、直ちに、再度立候補者又は推薦候補者を募り、同様の方法を繰り返して会計監査員候補者を選出し、臨時総会を開催して承認を得るものとする。

第 19 条(会計監査員の任務)

会計監査員は半期(10月及び4月)毎に当自治会の会計を監査し、その結果を次回の定期総会へ報告するものとする。

第 20 条(地区長又は副会長の欠員の補充)

1. 同一地区選出の地区長及び副会長の一方のみが欠員の状態では補充は行わず、欠員者の業務は本部役員の間で分担処理するものとする。

2. 同一地区選出の地区長及び副会長の双方が欠員になった場合は、その地区は直ちに、第 11 条-3 に準じて地区長及び副会長を選出し、補充するものとする。この場合の選出手続きは他の本部役員が代行するものとする。  
尚、立候補者又は推薦候補が無く、現理事の中から地区長及び／又は副会長を選出した場合に欠員になる理事は第 11 条-2-(5)に準じて補充するものとする。

#### 第 21 条(会長の欠員の補充)

会長が欠員になった場合は、直ちに、第 11 条-4 に準じて会長候補者を選出し、臨時総会を開催して承認を得て補充するものとする。この場合の選出手続きは他の本部役員が代行するものとする。

#### 第 22 条(会計監査員の欠員の補充)

1. 会計監査員に欠員が生じた場合、欠員数が 2 名を超えるまでは補充は行わない。
2. 欠員数が 2 名を超えた場合は、欠員を生じている選出地区は直ちに、16 条の規定に準じて会計監査員候補者を選出するものとする。
3. 選出された会計監査員候補者は、臨時総会を開催して承認を得た上で会計監査員に就任するものとする。

#### 第 23 条(地区長又は副会長の罷免)

1. 当該地区長又は副会長を選出した地区の 3 分の 2 以上の班長から罷免を要求された地区長又は副会長は罷免されるものとする。
2. 罷免の要求は、罷免要求書を自治会に提出することにより行う。罷免要求書には、罷免要求理由を記した上、罷免を要求する班長全員が記名捺印をしなければならない。
3. 罷免された地区長又は副会長の補充は、第 18 条に準じて行うものとする。

#### 第 24 条(会長の罷免)

1. 自治会の 3 分の 2 以上の会員から罷免を要求された会長は罷免されるものとする。
2. 罷免の要求は、罷免要求書を自治会に提出することにより行う。罷免要求書には、罷免要求理由を記した上、罷免を要求する会員全員が記名捺印をしなければならない。
3. 罷免された会長の補充は、第 19 条に準じて行うものとする。

太字は改正分

第 25 条(会計監査員の罷免)

1. 自治会の 3 分の 2 以上の会員から罷免を要求された会計監査員は罷免されるものとする。
2. 罷免の要求は、罷免要求書を自治会に提出することにより行う。罷免要求書には、罷免要求理由を記した上、罷免を要求する会員全員が記名捺印をしなければならない。
3. 罷免された会計監査員の補充は、第 20 条に準じて行うものとする。

第四章 会計

第 26 条(会計)

1. 自治会の会計は会費、入会金、会館使用料、市原市からの補助金、寄付金その他の収入により運営する。
2. 会計は、別途定める会計管理基準に従って処理するものとする。

第 27 条(会費及び入会金)

1. 会員の会費は月額 500 円、入会金は 1000 円とする。自治会入会届け時に入会金及び当年度分の会費(翌月分から年度末分まで)を一括して納入するものとする。
2. 会費は、5 月末までに 1 年分または半年分を納入し、後者の場合は残りの半年分を 10 月末までに納入するものとする。
3. 会員は、原則として、会費を郵便局の自動振込みにより自治会の口座へ引落しが出来るように手続きをするものとする。
4. 会員が年度途中で転出に伴い退会する場合は、納入済みの会費のうち翌月以降の会費を返却するものとする。

第 28 条(会計年度及び予算の執行)

1. 自治会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
2. 定期総会で承認された予算の執行は本部役員会で審査・決定する。
3. 一件 10 万円を超える購買または請負は、複数の業者の見積もりを比較して決定するものとする。
4. 出金は、原則として会計担当副会長の事前承認を受けるものとする。

第 29 条(営繕積立金)

自治会は将来に予想される大規模な共用設備の補修、改築に備えるため、

## 太字は改正分

年間会費収入額の 5%に相当する額以上を営繕積立金として積み立てるものとする。

### 第 30 条(見舞金及び弔慰金)

1. 会員に次のような事態が生じた時は、見舞金又は弔慰金を贈るものとする。
  - (1) 火災の被害を受けたとき。
  - (2) 会員に属する者が死亡したとき。
  - (3) 自治会の業務に従事又は参加していて事故にあったとき。
  - (4) その他本部役員会において必要と認めるとき。
2. 見舞金及び弔慰金の額は別途、会計管理基準に定める。

### 第 31 条 (旅費、交通費) (追加)

桜台自治会の会員または自治会の委嘱を受けた者が、桜台地域以外のところで自治会のための業務を行った場合の旅費または交通費については、別途定める「旅費・交通費支給規則」に従って支給する。

## 第五章 (事務) (追加)

### 第 32 条 (事務局) (追加)

1. 自治会運営を円滑に行うために事務局に事務員を置き、別途定める「事務規程」に従って業務を進める。
2. 自治会費の徴収等収入や必要経費等の支出にかかる自治会会計事務や会館利用に関する手続きや会員サービスにかかる業務等を行う。

### 第 33 条 (文書管理) (追加)

自治会活動にかかる重要文書において、紙ファイルや電子ファイル等の保管場所、保管年数等を定める細則「文書管理規程」に従い文書管理を行う。

## 第六章 附則

### 第 34 条(顧問)

1. 自治会の業務執行に当たり必要な場合は、顧問を置くことができる。
2. 顧問委嘱に関する権限は本部役員会が有し、会長が委嘱を行う。
3. 本部役員会は、顧問を委嘱するに当たり、業務範囲及び期間を明確にしなければならない。
4. 顧問の委嘱を受けた者は、定められた業務を誠実に実行し、その範囲を

太字は改正分

逸脱してはならない。

#### 第 35 条 (委員会等) (追加)

1. 自治会の業務執行にあたり必要な場合は、委員会、プロジェクト等（以後委員会等という）を置くことができる。
2. 委員会等は、会長が選任した人を責任者として委嘱し、それを補佐する常務役員、参加を希望する理事、公募に応じた会員で構成し、本部役員会で承認を受ける。
3. 本部役員会は、委員会、プロジェクト等の目的、業務範囲、期間及び予算等を明確にしなければならない。
4. 委員会等は計画書を作成するとともに、検討結果を提案書等にまとめ、本部役員会の承認を得なければならない。

#### 第 36 条(細則)

1. 本規則の適用を円滑ならしめるため、別途細則を定めることができる。
2. 細則の制定及び改廃は本部役員会が行う。
3. 細則を制定及び改廃した場合は、その要点を次回の定期総会に報告するものとする。

#### 第 37 条(自治会館に係る権利)

1. 会員は自治会館の土地及び建物について所有登記・登録に関らず会員である間は平等の権利を保有する。
2. 自治会館は会員の共有物であり、公正証書第 2 条、第 3 条に記載がある通り登記上所有名義が有っても売買は出来ず、その対象にならない。

平成 05 年 04 月 25 日 全面改正

平成 13 年 04 月 21 日 一部改正

平成 14 年 04 月 21 日 一部改正

平成 14 年 11 月 17 日 一部改正

平成 16 年 06 月 06 日 一部改正

平成 17 年 04 月 24 日 全面改正

太字は改正分

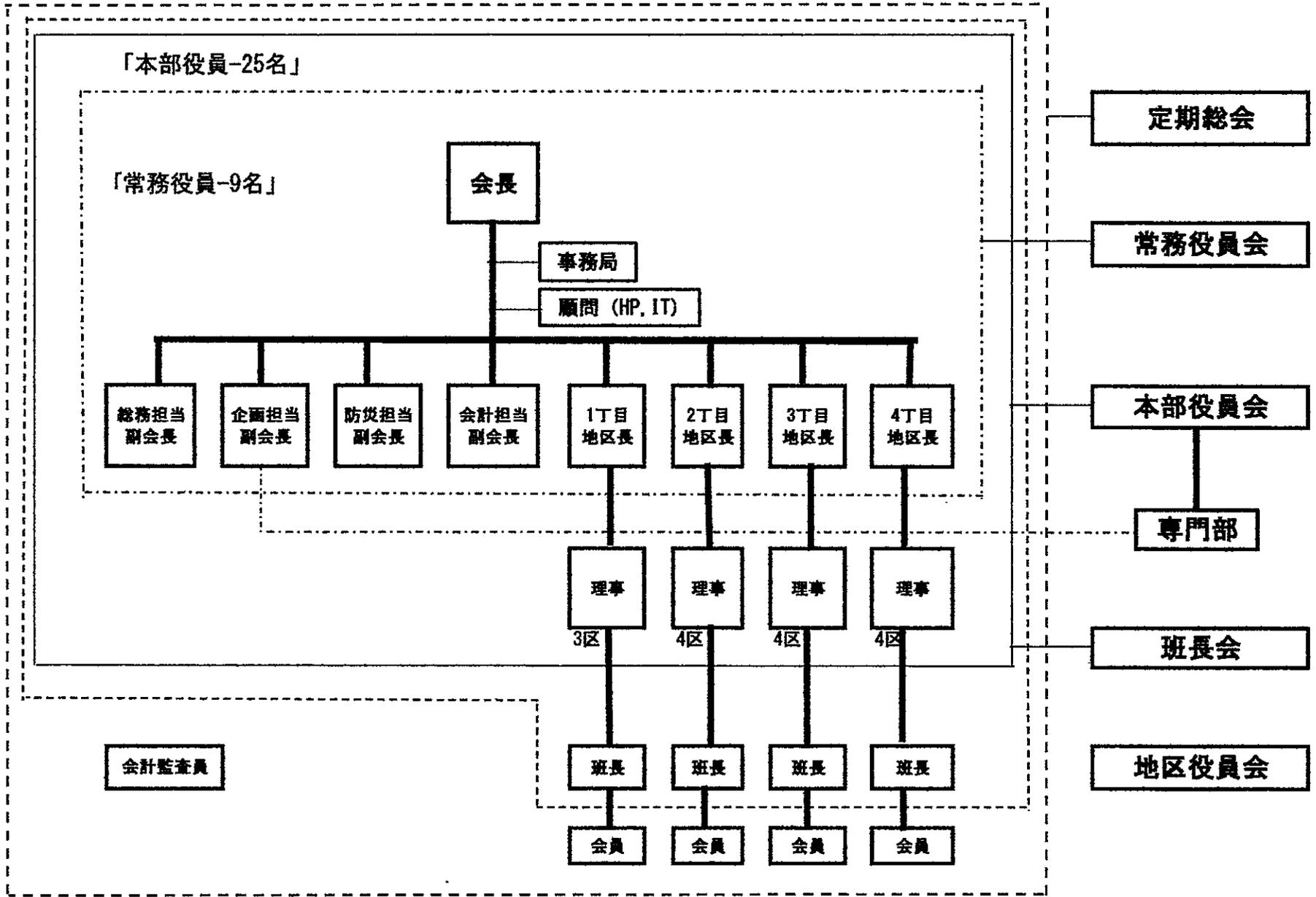
平成 18 年 04 月 23 日 一部改正

平成 19 年 04 月 22 日 一部改正

令和 05 年 04 月 日 一部改正

# 桜台自治会組織図

(会議体)





## 専門部会の活動内容(参考資料)

### 1. 防災部

- (1)防災知識の啓蒙に関すること
- (2)防災訓練の計画及び実施に関すること
- (3)防災備品の購入、管理に関すること
- (4)市原市防災対策に関する活動への協力
- (5)1～4丁目自主防災会の事務的業務

### 2. 防犯部

- (1)防犯パトロールに関すること
- (2)防犯知識の啓蒙活動に関すること。

### 3. 生活・環境部

- (1)住み良い町づくりに関すること。(公園、道路の清掃に管理等)
- (2)環境衛生の整備に関すること。(不法投棄防止、犬猫の飼育マナー等)
- (3)ゴミ集積場の設備、日常管理に関すること。
- (4)交通ルールの順守、違法駐車防止、バスの利便性向上等交通往来に関すること。

### 4. 文化・体育部

- (1)文化および体育振興に関すること。
- (2)団地内の文化活動、交流に関すること。(桜台フェスティバル、映写会等)
- (3)市民体育祭に関すること。

### 5. 福祉部

- (1)社会福祉の増進に関すること。
- (2)高齢者の福祉に関すること。
- (3)各種ボランティアに関すること。
- (4)関連団体の福祉敬老活動に関すること。(有秋地区敬老会、福祉バザー等)

### 6. 広報部

- (1)自治会活動状況を広く理解していただくための広報誌の作成・発行に関すること。
- (2)住民情報の共有化推進。
- (3)自治会ホームページに関すること。

### 7. イベント企画部

- (1)夏祭り、フェスティバルの企画、立案、実行に関すること。
- (2)子供神輿の企画、立案に関すること。
- (3)市民祭り、近隣地区の夏祭り等の参加

令和4年10月22日

## 令和4年度上期会計監査記録

## 桜台自治会

会長	会計担当	事務担当
		

1. 日時:令和4年10月22日(土) 10:00~12:00
2. 会計監査員:1丁目大野敏雄、2丁目末永悟、3丁目太田俊一、4丁目原田茂
3. 自治会側出席者:星野会長、桐田会計担当副会長、武石事務員
4. 指摘事項と対応
  - (1) 会長用パソコン 110,300 円の機器備品の購入があつたにもかかわらず、有形固定資産に計上されていない。機器・備品管理簿を修正のうえ、会計王への入力を行い、収支報告の有形固定資産に計上のこと。
5. その他(指摘事項に値しないが修正のこと)
  - (1) パソコンの廃棄が行われているが、廃棄した物は機器・備品管理簿から除却しておいてください。現在、自治会では6台のパソコンが動いているので、機器部品管理場では8台が計上されているので2台の除却をしてください。(10月24日実施)
  - (2) 営繕積立金 34 万円が別途積立金に計上されている。(10月24日訂正)
  - (3) 本部役員会に会計監査を報告する場合は、収支報告の詳細は必要ない。収支報告の詳細が外部に出ると、有形固定資産が多いということで空き巣に狙われる危険性がある。
  - (4) WiFi ルーターを設置の件で、設置目的の”会員のスマホのギガを心配することなく練習ができる”ということは実現したが、どのくらいの人が利用していますか。効果を確認しておいてください。
  - (5) 機器の購入等の出費については、特定の団体や人の便宜になるようなことは避けなければならない。すべての会員が利用できるようにしてください。
6. 合否判定  
合格
7. 添付資料
  1. 「令和3年度上期収支報告書」、「財産目録」

以上